

変更点

市長交際費支出基準

(新)

2 慶祝（会費）

① 会費が設定されている場合は、その額とする。

② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会……………5,000円

③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等……………5,000円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3,000円とする。

(旧)

2 慶祝（会費）

① 各種総会及び会議等の懇親会……………5,000円

② 地域新年会・忘年会等……………5,000円

※会費が設定されている場合は、その額とする。

市長交際費支出基準

交際費の支出基準については、次の定めるところにより、前年度を参考に支出するものとする。ただし、市長が必要と認めるものは支出できるものとする。

1 慶祝（祝儀）

- ① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）…… 5,000円
- ② 地域納涼祭…… 3,000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。
 ※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

2 慶祝（会費）

- ① 会費が設定されている場合は、その額とする。
- ② 会費の設定がない各種総会及び会議等の懇親会…… 5,000円
- ③ 会費の設定がない地域新年会・忘年会等…… 5,000円

※会費の設定がなく、地区の集会所等で行われる場合は、3,000円とする。

3 壮途金

- 市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者…… 10,000円以内
- ※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

4 弔慰・見舞規定

(1) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職にある者 衆議院議員（取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住） 参議院議員（市内在住） 県議会議員（取手市選出）	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
県内13市町村（別紙1）の 首長及び議長	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他（市長が特に必要と認めたとき）			10,000円以内

(2). 弔慰金

役職名	対象者	弔辞	弔慰金	花輪または生花	弔電※
県内 13 市町村(別紙1) の首長及び議長	本人	市長が管理 者の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
上記 13 市町村以外の県内 市町村または市と関係する 市町村の首長及び議長	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
	配偶者・両親・子	—	出席のとき 5,000 円	—	弔電
衆議院議員(取手市を 含む選挙区で選出された 者または市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
参議院議員(市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員 (取手市選出)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員(上記以外)	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
非常勤特別職 (市議会議員・行政委員会)	本人	弔辞	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	弔電
	祖父母・兄弟	—	5,000 円	—	弔電
非常勤特別職(上記以外)	本人	本人が会長 の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
市職員(管理職)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	市長出席
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
市職員(一般・再任用)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	弔電
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
自治会	会長本人	—	5,000 円	—	市長出席
その他(市長が特に必要と認めたとき)		必要に応じて	必要に応じて	花輪または生花	必要に応じて

※市長が「告別式」に出席する場合は弔電を送付しない。

また、市長が出席予定で欠席となったときは弔電を送付する。

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。

3000円以内

6 代理

市長の代理として職員等が出席する場合においては、市長の出席の場合に準じて交際費の支出を認める。

7 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体（14 団体）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市
かすみがうら市，つくばみらい市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市の長及び組合議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市，利根町の長及び組合議員

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町の長及び組合議員

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市の長及び組合議員